

議案第27号

佐倉市史編さん委員会条例の制定について

佐倉市史編さん委員会条例を別紙のとおり制定する。

令和3年2月22日提出

佐倉市長 西 田 三十五

佐倉市条例第 号

佐倉市史編さん委員会条例

(設置)

第1条 佐倉市史を編さん及び刊行するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項に基づき、佐倉市史編さん委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(職務)

第2条 委員会は、佐倉市史の編さん及び刊行に関する方針を定め、必要な調査及び審議を行うものとする。

(組織)

第3条 委員会は、8人以内の委員をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、歴史に関して学識経験を有する者のうちから教育委員会が委嘱する。

(任期)

第5条 委員の任期は、4年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長各1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、議長とな

る。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 委員会に、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会及び専門部会の庶務は、教育委員会の定める機関において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(旧条例の廃止等)

2 佐倉市史編さん委員会条例(平成10年佐倉市条例第2号)は、廃止する。

3 前項の規定による廃止前の佐倉市史編さん委員会条例第4条の規定により任命された委員長及び同条例第5条の規定により委嘱又は任命された委員の任期は、令和3年3月31日までとする。

(任期の特例)

4 令和3年4月1日以後最初に佐倉市史編さん委員会の委員となる者の任期は、佐倉市史編さん委員会条例第5条第1項の規定にかかわらず、令和6年5月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

5 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年佐倉市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市史編さん委員会の項を次のように改める。

市史編さん委員会	委員長	日額	8,100円	
	委員	日額	7,600円	
	専門部 会員	日額	7,600円	